

## 一部繰上償還のご案内

一部繰上償還を希望する場合は、次の要領で一部繰上償還申出書を提出してください。

1. 受付期間：受付は年に2回実施しています。この期間以外は受付できませんので注意してください。  
【夏期】 6月1日～15日（土日祝日にあたる場合は、直前の平日）  
【冬期】 12月1日～15日（土日祝日にあたる場合は、直前の平日）
2. 提出書類：一部繰上償還申出書（ホームページからダウンロード）及び最新（直近）の給料明細等の写し
3. 繰上金額：一部繰上償還ができる金額は下記のとおりです。現在償還中の貸付けが、  
毎月償還のみの場合：10万円以上  
ボーナス併用償還の場合：20万円以上（内2/1以上はボーナス償還分に充当）  
※全額繰上償還の場合は、別途手続きになります。（全額繰上償還の申出書を使用）
4. 振込期間：【夏期】（6月受付分）7月1日～15日（15日が土日祝にあたる場合は、直前の平日）  
【冬期】（12月受付分）1月4日～15日（15日が土日祝にあたる場合は、直前の平日）
5. 申込方法：受付期間中に共済経理グループへ提出してください。FAX不可
6. 一部繰上償還申出後の流れ

|                                      |                                            |                                         |
|--------------------------------------|--------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 共済組合から所属所経由で振込依頼書を送付します。<br>（振込月の下旬） | 金融機関の窓口、ATMまたはネットバンキング等で振込期間内に振り込みをしてください。 | 振込月の翌月の償還分から新償還額になります。繰上後の新しい償還表を送付します。 |
|--------------------------------------|--------------------------------------------|-----------------------------------------|

### ◆「一部繰上償還申出書」記入の注意について

- ① 申し出に不備があり受付期間内に組合員と連絡が取れない場合は、繰上償還の申し出は取り消しとなります。
- ② 申し出を取り消す場合は「繰上償還の取消申出書」（支部ホームページに掲載）に振込依頼書と繰上償還内容通知書を添付のうえ、共済経理グループまで返送してください。
- ③ 貸付金の償還状況（残高等）については、貸付決定時に発行している償還表を参考にしてください。
- ④ 申出書は貸付けの種別ごとに1枚ずつ必要です。
- ⑤ 一部繰上償還後、全額繰上償還をする場合は、一部繰上償還振込月の翌月以降に申し出してください。
- ⑥ 育児休業等により償還猶予を受けている組合員の方は、猶予金から優先して繰上償還します。
- ⑦ 希望する一部繰上償還後の償還方法については、新償還額の設定に次の制限があります。
  - ・毎月償還分：共済組合の全貸付金の毎月償還額の合計額が、給料月額の30%以内
  - ・ボーナス償還分：共済組合の全貸付金のボーナス償還額の合計額が、給料月額の60%以内
  - ・償還回数を現在償還中の残回数より増やすことはできません。
  - ・ボーナス償還分のみを一部または全額償還する場合は、毎月償還分の償還額・償還回数に変更できません。
- ⑧ 繰上償還により年末の残高が無くなる場合や、毎月分の償還回数が120回（償還済の回数＋今後の回数）未満になる場合は、年末調整の際に共済組合の借受金に対して受けていた所得税の住宅借入金等特別控除適用対象外になります。

【連絡先】〒231-8309 神奈川県横浜市中区日本大通7  
公立学校共済組合神奈川支部 共済経理グループ  
（直通）045-210-8176